

写真台帳作成要領

(写真撮影の対象物等)

第1条 写真撮影の対象物、標準撮影枚数及び撮影箇所等については、次のとおりとする。

| 用地調査等 共通仕様書 及び業務種別 | 対象物 | 標準枚数 | 撮影箇所等 | |
|--------------------------|---------------------|-----------------|---|---|
| (第5章) 土地評価 | 同一状況地域 | 1 | 近隣地域及び類似地域の全体並びに用途的特性が把握できること。 | |
| | 標準地 事例地等 公示地等 | 2 | 画地の全体及び街路状況並びに隣接地の状況が把握できること。 | |
| (第6章) 建物等の調査 | 全景 | 2 | 撮影方向は2方向からとする。 調査区域の概況が容易に把握できること。 数枚に分割して撮影したときは接続すること。 | |
| | 建物 | 建物の状況等に応じて適宜 | 建物が存在する周囲の状況が把握できること (中景)。 建築設備及び建物附随工作物等建物の主要な構造部分が容易に把握できること。 柱品等及び柱材長、柱径等の概要が把握できるもの。 | |
| | 機械設備 | 1 | 機械設備の全景を撮影する。 | |
| | | 3 (台) | 個々の機械の概要が把握できること。 写真撮影が困難なものについては姿図を作成すること。 | |
| | 生産設備 | 1 | 生産設備の全景を撮影する。 | |
| | | 2 (設備) | 当該設備の概要が把握できるもの。 | |
| | 工作物 | 標準書の単価が適用できるもの | 1 | 種類ごとにその全景 |
| | | 標準書の単価が適用できないもの | 2 | 特殊工作物とその他の工作物については、種類ごとにその全景と構造の概要が把握できること。 |
| | 立竹木 | 標準書の単価が適用できないもの | 1 | 種類ごとにその全景 |
| | | 標準地調査を行ったもの | 1 | 標準地とした区域の樹木等の概要が把握できること。 |
| 面積調査を行ったもの | | 1 | 調査した標準的な立竹木の形状寸法等が把握できること。 | |

| 用地調査等 共通仕様書 及び業務種別 | 対 象 物 | 標準枚数 | 撮 影 箇 所 等 |
|------------------------------------|--|------|---|
| (第6章) 建物等の調査 | 庭 園 | 2 | 当該庭園の概要が把握できるもの。 庭園の中にある工作物、立竹木については、上記 工作物、立竹木を準用する。 |
| | 墳 墓 | 1 | 全景 |
| | | 1 | 所有者ごとに墳墓の構造の概要が把握できるもの。 墳墓内にある工作物、立竹木については、上記工 作物、立竹木を準用する。 |
| (第7章) 営 業 調 査 | 営業商品の陳列状況 生産の稼働状況 原料及び生産品等 | 3 | それぞれの状況等が容易に分かること。 |
| (第7章) 動 産 調 査 | 一 般 動 産 | 3 | 営業用の一般動産については、種類等が容易にわ かること。 |
| | | 1 | 上記以外の一般動産については、種類等が容易に わかること。 |
| | 屋 内 動 産 | 2 | 住居面積標準台数表により補償額を算定するこ とが著しく実情に合わないと思えられるもの |
| (第9章・ 第11章) 予 備 調 査 再 算 定 | 上記対象物について、それぞれ準用する。ただし監督職員が枚数等について指示し た場合は、この限りでない。 | | |
| (第14章) そ の 他 | 監督職員の指示により上記に準じて行う。 | | |

(記載事項)

第2条 写真台帳の作成に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 撮影者の氏名
- 二 撮影年月日
- 三 対象物件の所有者又は管理者（土地評価については、事例地等の番号、用途地域等）
- 四 その他必要と認められる事項